

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年6月25日(2015.6.25)

【公表番号】特表2014-516962(P2014-516962A)

【公表日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-038

【出願番号】特願2014-511396(P2014-511396)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/045	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	31/573	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	37/02	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/045	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	31/573	
A 6 1 K	9/10	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	17/06	
A 6 1 P	37/02	
A 6 1 P	31/04	

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月7日(2015.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

局所投与に適した医薬組成物であって、該医薬組成物は、第1活性成分として約2容量%乃至至59.9容量%のアルコール、第2活性成分、及び少なくとも1つの賦形剤を含み、ここで、前記医薬組成物は、不均質な半固体であり、アルコールは、エタノール、イソプロパノール、又はn-プロパノールから選択されることを特徴とする、医薬組成物。

【請求項2】

アルコールは、エタノールであることを特徴とする、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

不均質な半固体は、不均質なクリーム剤又は不均質な軟膏剤であることを特徴とする、請求項1又は2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

第2活性成分は、ヒドロコルチゾン、デソニド、モメタゾン、ベタメタゾン、フルチカゾン、フルオシノロン、トリアムシノロン、又はクロベタゾールから選択されたコルチコステロイドであり、あるいは隨意に、第2活性成分は、デソニド、フルチカゾン、又はモメタゾンから選択されたコルチコステロイドであることを特徴とする、請求項1乃至3のいずれかに記載の医薬組成物。

#### 【請求項5】

医薬組成物は、約2容量%乃至約32容量%のエタノールを含み、あるいは隨意に、医薬組成物は、約2容量%乃至約10容量%のエタノールを含み、あるいは隨意に、医薬組成物は、約10容量%乃至約20容量%のエタノールを含み、あるいは隨意に、医薬組成物は、約20容量%乃至約30容量%のエタノールを含むことを特徴とする、請求項1乃至4のいずれかに記載の医薬組成物。

#### 【請求項6】

局所投与に適した医薬組成物であって、該医薬組成物は、第1活性成分として約2容量%乃至59.9容量%のアルコール、第2活性成分、及び少なくとも1つの賦形剤を含み、ここで、前記医薬組成物は、不均質な乳濁液であり、アルコールは、エタノール、イソプロパノール、又はn-プロパノールから選択されることを特徴とする、医薬組成物。

#### 【請求項7】

アルコールは、エタノールであることを特徴とする、請求項6に記載の医薬組成物。

#### 【請求項8】

不均質な乳濁液は、不均質なクリーム剤又は不均質なローション剤であることを特徴とする、請求項6又は7に記載の医薬組成物。

#### 【請求項9】

第2活性成分は、ヒドロコルチゾン、デソニド、モメタゾン、ベタメタゾン、フルチカゾン、フルオシノロン、トリアムシノロン、又はクロベタゾールから選択されたコルチコステロイドであり、あるいは隨意に、第2活性成分は、デソニド、フルチカゾン、又はモメタゾンから選択されたコルチコステロイドであることを特徴とする、請求項6乃至8のいずれかに記載の医薬組成物。

#### 【請求項10】

医薬組成物は、約2容量%乃至約32容量%のエタノールを含み、あるいは隨意に、医薬組成物は、約2容量%乃至約10容量%のエタノールを含み、あるいは隨意に、医薬組成物は、約10容量%乃至約20容量%のエタノールを含み、あるいは隨意に、医薬組成物は、約20容量%乃至約30容量%のエタノールを含むことを特徴とする、請求項6乃至9のいずれかに記載の医薬組成物。

#### 【請求項11】

医薬組成物の局所適用を含む、必要としている個体の皮膚の疾患又は障害の処置のための請求項1乃至10のいずれかに記載の医薬組成物の使用。

#### 【請求項12】

皮膚の疾患又は障害は、尋常性ざ瘡、酒さ、皮膚炎、湿疹、アトピー性皮膚炎、接触皮膚炎、汗疱状皮膚炎、脂漏性皮膚炎、貨幣状皮膚炎、神経皮膚炎、うっ血性皮膚炎、手皮膚炎、職業性皮膚炎、二次的に感染した皮膚炎、孔紋表皮剥脱症、水虫、乾癬、バクテリア皮膚感染症、又は真菌皮膚感染症から選択されることを特徴とする、請求項11に記載の使用。

#### 【請求項13】

皮膚の疾患又は障害は、皮膚炎、湿疹、又はアトピー性皮膚炎であることを特徴とする、請求項11に記載の使用。